

令和5年（2023年）12月

平塚市議会定例会議案（2）

議 案 目 次

	ページ
報告第14号 専決処分の報告について	1
議案第87号 平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第88号 平塚市みどり基金条例の一部を改正する条例	19
議案第89号 平塚市市税条例の一部を改正する条例	21
議案第90号 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27
議案第91号 平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第92号 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第93号 平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第94号 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例	37
議案第95号 施設整備契約の締結について 〔市営中原上宿住宅建替整備〕	41
議案第96号 指定管理者の指定について 〔平塚市勤労会館〕	43
議案第97号 指定管理者の指定について 〔平塚市土屋霊園〕	45
議案第98号 指定管理者の指定について 〔平塚市営住宅及び共同施設〕	47

議案第99号	指定管理者の指定について 〔旧横浜ゴム平塚製造所記念館〕	49
議案第100号	指定管理者の指定について 〔平塚市立軟式庭球場・平塚市立桃浜町庭球場・大神スポーツ 広場〕	51
議案第101号	指定管理者の指定について 〔湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広 場〕	53
議案第102号	住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本市における 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	55
議案第103号	令和5年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第104号	同 国民健康保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第105号	同 後期高齢者医療事業特別会計補正予算	別冊
議案第106号	同 病院事業会計補正予算	別冊

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1から別紙3までのとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年6月13日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年5月8日（月）午前11時50分頃、平塚市宮松町1番1号先の駅前通り線歩道上にある樹木が衰弱により倒れ、相手方敷地内のフェンス及び家屋の出窓を損傷させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 896,023円

3 賠償の相手方

平塚市宮松町 [REDACTED]

[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市宮松町 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

別紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年5月8日（月）午前11時50分頃、平塚市宮松町1番1号先の駅前通り線歩道上にある樹木が衰弱により倒れ、相手方の所有するインターネット回線の電線を損傷させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 18,011円

3 賠償の相手方

横浜市中区山下町198番地

東日本電信電話株式会社

4 支払方法

賠償金は、横浜市中区山下町198番地 東日本電信電話株式会社に支払う。

別 紙 3

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年9月15日

平塚市長 落 合 克 宏

別紙

1 賠償の理由

令和5年6月10日（土）午後10時頃、平塚市片岡906番地の10先の市有地にある樹木が衰弱により倒れ、相手方敷地内のフェンス及び物置を損傷させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 589,259円

3 賠償の相手方

平塚市片岡 [REDACTED]

[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市片岡 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「除く」の次に「。以下この条及び次条において同じ」を加え、同条第2項中「)以前」を「。以下この項において同じ。）現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第8号）第2条第1項に規定する月額報酬の額（当該額により難しい場合にあつては、それぞれの基準日以前」に、「における平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第8号）第2条第1項に規定する月額報酬又は」を「（以下この項において「6月以内在職期間」という。）における同条第1項に規定する月額報酬の1月当たりの平均額）又は6月以内在職期間における」に改める。

第16条を第18条とする。

第15条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「以内」を「以内の額」に改め、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

（勤勉手当）

第13条 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員である場合は、これに勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の額、支給方法及び一時差止処分については、給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第3項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の

月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この項において同じ。）現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第8号）第2条第1項に規定する月額報酬の額（当該額により難しい場合にあつては、それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての規則で定める期間における同項に規定する月額報酬の1月当たりの平均額）又は規則で定める期間における同条第2項に規定する時間額報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 3 任期の定めが6月未満のパートタイム会計年度任用職員の1年度における任期の合計が6月以上に至った場合は、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該年度において、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 6月に勤勉手当を支給する場合において、前年度の末日までパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前年度における任期（前年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該年度において、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第14条 前2条に規定する期末手当及び勤勉手当については、予算の範囲内において、これらの規定にかかわらず、その額を超えて支給することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 平塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「パートタイム会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）」に改める。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市みどり基金条例の一部を改正する条例

平塚市みどり基金条例（平成元年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平塚市環境みどり基金条例

第 1 条中「し、良好な自然環境を形成している樹林地等を取得するとともに」を「することにより」に改め、「図る」の次に「とともに、気候変動に関する対策として脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する」を加え、「平塚市みどり基金」を「平塚市環境みどり基金」に改める。

第 6 条中「の事業に要する費用」を「を達成するための経費」に改め、「限り、」の次に「その全部又は一部を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市市税条例の一部を改正する条例

平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第10条中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第16条の見出しを「（給与所得以外の所得等に係る所得割額の特別徴収）」に改め、同条第1項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）」を加える。

附則第19項各号列記以外の部分及び同項第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第22項（見出しを含む。）中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改める。

附則第24項の前の見出し中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改める。

附則第25項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改める。

附則第26項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改める。

附則第27項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改める。

附則第28項の前の見出し中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改める。

附則第29項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改める。

附則第30項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改める。

附則第 3 1 項の前の見出し中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」に改め、同項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改める。

附則第 3 2 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 3 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 3 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改める。

附則第 3 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 3 8 項を次のように改める。

（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

3 8 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 4 9 項を削り、附則第 4 8 項を附則第 4 9 項とする。

附則第 4 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 4 8 項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）」を付する。

附則第 4 6 項を附則第 4 7 項とし、附則第 4 3 項から附則第 4 5 項までを 1 項ずつ繰り

下げる。

附則第42項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同項を附則第43項とする。

附則第41項中「附則第39項」を「附則第40項」に、「附則第43項」を「附則第44項」に改め、同項を附則第42項とする。

附則第40項を附則第41項とする。

附則第39項の前の見出しを削り、同項を附則第40項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)」を付する。

附則第38項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合)

39 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第50項中「第62項まで」を「第58項まで」に改める。

附則第52項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第53項中「附則第62項まで」を「附則第58項まで」に改める。

附則第56項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第57項から第60項までを削る。

附則第61項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日まで」を「令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第57項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第57項とする。

附則第62項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガ

ソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第58項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を附則第58項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項、第10条及び第16条第1項の改正規定並びに附則第42項の改正規定（同項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第52項の改正規定並びに次項、附則第5項及び附則第6項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 前項ただし書の規定による改正後の平塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の平塚市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の平塚市市税条例附則第38項及び第49項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第43項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第52項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第53項及び附則第56項から第58項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平塚市国民健康保険税条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、それぞれ第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書又は同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、これらの規定に定める額）とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額
- ア 第1項第1号アに定める額を減額した世帯
- イ 第1項第2号アに定める額を減額した世帯
- ウ 第1項第3号アに定める額を減額した世帯
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額 当該出産被保険者につき第7条第2項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額

ア 第1項第1号ウに定める額を減額した世帯

イ 第1項第2号ウに定める額を減額した世帯

ウ 第1項第3号ウに定める額を減額した世帯

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第3項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額

ア 第1項第1号オに定める額を減額した世帯

イ 第1項第2号オに定める額を減額した世帯

ウ 第1項第3号オに定める額を減額した世帯

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

第14条を次のように改める。

(出産被保険者に係る届書の提出)

第14条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による提出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による提出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による提出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

平塚市学校給食費の管理に関する条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する市立の」を「規定する」に改め、「を除く。）」の次に「及び同条例別表第2に規定する中学校（平塚市立金目中学校五領ヶ台分校を除く。）」を加える。

第5条中「児童」の次に「又は生徒」を加える。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年条例第32号）の一
部を次のように改正する。

第27条中「、第17条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例（昭和43年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表中「5,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の特別入院室の使用に係る費用について適用し、同日前の特別入院室の使用に係る費用については、なお従前の例による。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市火災予防条例の一部を改正する条例

平塚市火災予防条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第47条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

厨	気	不燃	開放	組込型こんろ・	14キロワット	100	15	15	15
房	体	以外	式	グリル付こん	以下		(注4)		(注4)
設	燃			ろ・グリドル付					
備	料			こんろ、キャビ					
				ネット型こん					
				ろ・グリル付こ					

		んろ・グリドル 付こんろ					
		据置型レンジ	21キロワット 以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
不燃	開放	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14キロワット 以下	80	0	—	0
		据置型レンジ	21キロワット 以下	80	0	—	0
上記に分類さ れないもの		使用温度が80 0度以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が30 0度以上800 度未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が30 0度未満のもの	—	100	50	100	50

を

「

厨	気	不燃	開放	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ	14キロワット 以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
房	体	以外	式						
設	燃								
備	料								

			ネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃	木炭	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	以外	を燃料とするもの						
	不燃	木炭	炭火焼き器	—	80	30	—	30
			を燃料とするもの					
		上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200

	使用温度が30 0度以上800 度未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が30 0度未満のもの	—	100	50	100	50

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（この条例による改正後の平塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備をいう。以下同じ。）（附則第4項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたもので、新条例第15条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合 克宏

施設整備契約の締結について

市営中原上宿住宅建替整備につき、次のとおり施設整備契約を締結するものとする。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

- 1 契約金額 759,000,000円
- 2 契約の相手方 市営中原上宿住宅建替整備事業エス・ケイ・ディ応募グループ
代表者 平塚市四之宮一丁目8番56号
株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰巳

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市勤労会館

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 平塚市追分1番24号

団体名 平塚市勤労会館運営管理共同事業体

代表者氏名 平塚市勤労者共済会

会長 島田 敬志

構成員（代表者） 所在地 平塚市追分1番24号

団体名 平塚市勤労者共済会

代表者氏名 会長 島田 敬志

構成員 所在地 平塚市八千代町1番23号

平塚Y123ビル2階

団体名 平塚市ビルメンテナンス業協同組合

代表者氏名 代表理事 青山 隆

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市土屋霊園

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター内

団体名 平塚メモリアルグループ

代表者氏名 株式会社清光社

代表取締役 鈴木 真

構成員（代表者） 所在地 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター内

団体名 株式会社清光社

代表者氏名 代表取締役 鈴木 真

構成員 所在地 横浜市南区唐沢15番地

団体名 横浜植木株式会社

代表者氏名 代表取締役 伊藤 智司

構成員 所在地 平塚市八重咲町2番2号

シーホース湘南ビル4階

団体名 株式会社湘南美装

代表者氏名 代表取締役 熊澤 桂一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合 克宏

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
平塚市営住宅及び共同施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
世田谷ビジネススクエアタワー
団体名 株式会社東急コミュニティー
代表者氏名 代表取締役 木村 昌平

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合 克宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

旧横浜ゴム平塚製造所記念館

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 平塚市袖ヶ浜19番19号

団体名 八幡山の洋館運営管理共同事業体

代表者氏名 NPO法人ひらつか八幡山の洋館を活かす会

理事長 上野 清美

構成員（代表者） 所在地 平塚市袖ヶ浜19番19号

団体名 NPO法人ひらつか八幡山の洋館を活かす会

代表者氏名 理事長 上野 清美

構成員 所在地 平塚市八千代町1番23号

平塚Y123ビル2階

団体名 平塚市ビルメンテナンス業協同組合

代表者氏名 代表理事 青山 隆

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合 克宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市立軟式庭球場

平塚市立桃浜町庭球場

大神スポーツ広場

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号 第三セキビル

団体名 サカタのタネ グリーンサービス・平塚ビルメン共同事業体

代表者氏名 サカタのタネ グリーンサービス株式会社

代表取締役 岩井 雅彦

構成員（代表者） 所在地 横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号

第三セキビル

団体名 サカタのタネ グリーンサービス株式会社

代表者氏名 代表取締役 岩井 雅彦

構成員 所在地 平塚市八千代町1番23号

平塚Y123ビル2階

団体名 平塚市ビルメンメンテナンス業協同組合

代表者氏名 代表理事 青山 隆

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合 克宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

湘南ひらつかパークゴルフ場

土沢野球場

土沢多目的広場

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 平塚市土屋241番地

団体名 湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ

代表者氏名 株式会社木村植物園

代表取締役 木村 義広

構成員（代表者） 所在地 平塚市土屋241番地

団体名 株式会社木村植物園

代表者氏名 代表取締役 木村 義広

構成員 所在地 平塚市八千代町1番23号

平塚Y123ビル2階

団体名 平塚市ビルメンテナンス業協同組合

代表者氏名 代表理事 青山 隆

構成員	所在地	小田原市堀之内458番地
	団体名	株式会社スポーツプラザ報徳
	代表者氏名	代表取締役 安藤 博二

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第102号

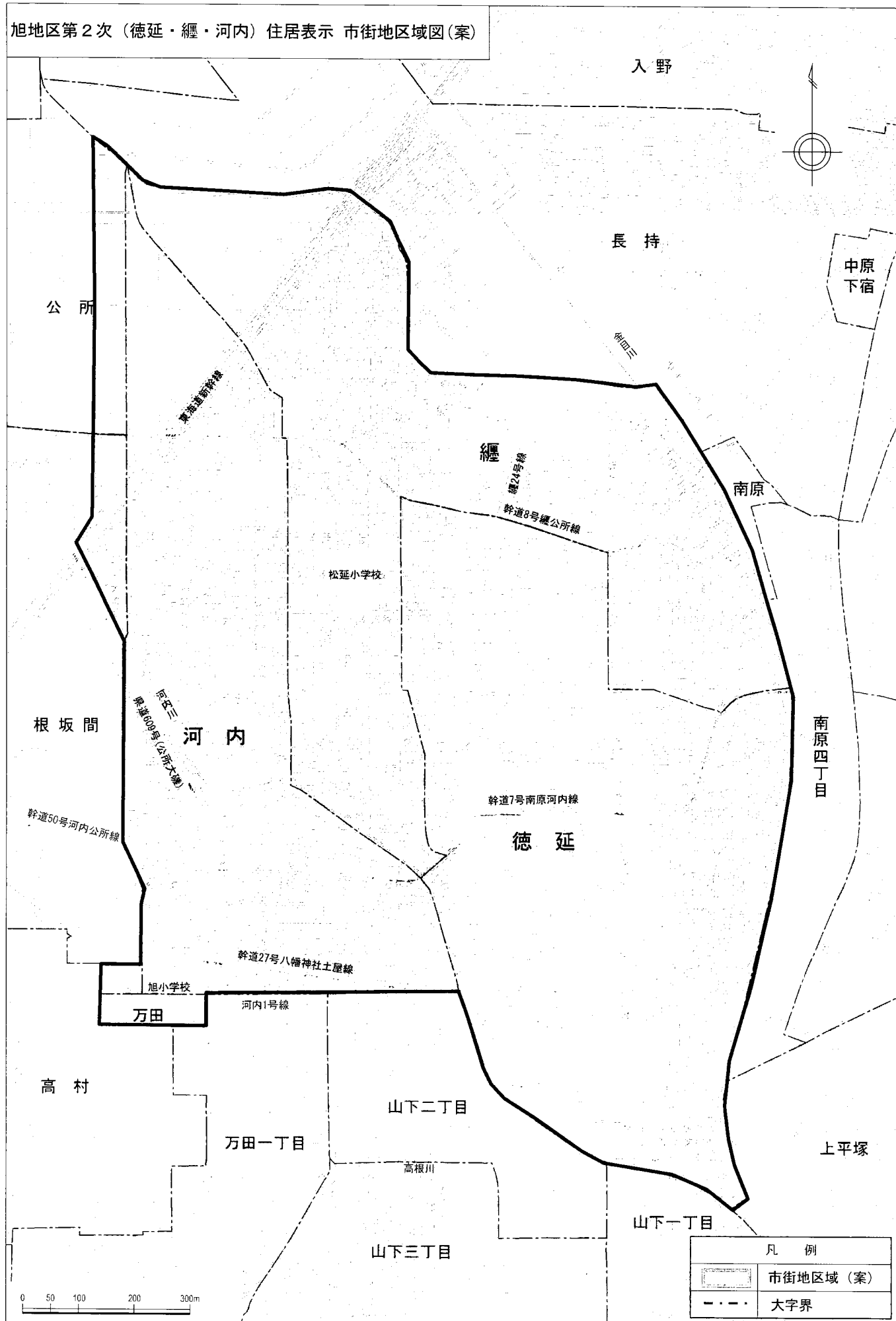
住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本市における市街地の
区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定によ
り、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区
域内における住居表示の方法は、街区方式とする。

令和5年11月29日提出

平塚市長 落合克宏

旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示 市街区域図(案)



凡 例	
	市街区域(案)
	大字界

